

コストコ自動車保険付帯タイヤ補償 サービス約款

コストコホールセールジャパン株式会社（以下「弊社」といいます。）は、マーシュジャパン株式会社（以下、「マーシュ」といいます。）を取扱代理店とした三井ダイレクト損害保険株式会社（以下「引受保険会社」といいます。）の自動車保険（以下「コストコ自動車保険」といいます。）をご契約のお客様に対して、本サービス約款に基づきサービス（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

第1条（本サービスの対象自動車）

1.本サービスの対象となる自動車（以下「対象自動車」といいます。）は、コストコ自動車保険の対象となる、日本国内で使用される被保険自動車とします。但し、次の各号に掲げるいずれかに該当する自動車（以下「対象外自動車」といいます。）を除きます。

- (1) 「わ」または「れ」ナンバー（レンタカーやカーシェア車両）
- (2) 事業用車両（緑ナンバーなど）
- (3) 2ナンバー（乗車定員11名以上の自動車、バス等）
- (4) 8ナンバー（特殊用途自動車：教習車、キャンピングカー、救急車、消防車、パトカーなど）
- (5) 9ナンバー（大型特殊自動車）
- (6) 0ナンバー（大型特殊自動車のうち建設機械）

第2条（本サービスの対象者）

1.本サービスは、2022年4月1日以降を保険始期とするコストコ自動車保険をご契約された、コストコグローバルカード会員（コストコグローバルビジネスカード会員を除きます。）、かつ有効期限内のコストコ会員（以下「お客様」といいます。）に提供します。

第3条（本サービスの内容）

1.第5条に定める本サービスの対象期間において、対象自動車が走行時に他物との接触やいたずらによりタイヤへの単独損害（ホイールなどの他部位が同時損傷した場合は除きます。）（以下「損害」といいます。）を被り、コストコタイヤセンターに入庫された場合、その修理または交換を本サービスとして提供します。但し、本サービスにより交換するタイヤは1本とし、弊社が提供する同品または同等品のタイヤ（弊社の判断基準に拠ります。）に限ります。

第4条（本サービスの限度額）

- 1.本サービスは、補償限度額50,000円を上限（税込金額）として提供します。
- 2.本サービスの提供に要する費用が補償限度額を超える場合には、当該超過部分の費用については、お客様が負担するものとします。
- 3.車両保険、第三者からの賠償、その他本サービス以外のサービスから補償される損害に対しては、本サービスを提供しません。
- 4.交換した古タイヤの処分費用については、お客様が負担するものとします。
- 5.本サービスの提供は弊社での修理または部品交換にて実施し、金銭では支払いはいたしません。

第5条（本サービスの対象期間）

1.本サービスの対象期間は、コストコ自動車保険の保険期間と同一とします。但し、新規契約の場合は、保険始

期日から 30 日間の免責期間が設定されており、免責期間中に発生した損害は本サービス提供の対象外となります。また、運営事務局の営業時間外（平日・土日の 18 時以降）と、休業日である祝日・年末年始（12 月 30 日～1 月 3 日）の間にコストコタイヤセンターに入庫された場合、補償の提供可否は事務局の翌営業日以降に判定されます。

第 6 条（本サービスの提供回数）

1.本サービスの提供回数は、第 5 条に定める本サービスの対象期間中、第 3 条に定める損害に対し 1 回に限るものとします。

第 7 条（本サービスの提供方法）

1.本サービスを受ける場合、お客様は損害発生日より 30 日以内にコストコタイヤセンターに通知を行っていただき、コストコ会員の有効期限内に対象自動車を遅滞なくコストコタイヤセンターに持ち込む必要があります。

第 8 条（本サービスが提供できない場合）

1.次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する損害に対しては、本サービスを提供しません。

- (1) タイヤビード部、エアバルブからのエア漏れによる内圧低下であって外傷がないもの
- (2) 空気圧不足に起因するタイヤバースト（釘ふみによるものを除く）
- (3) タイヤサイドウォールの製造上避けられないジョイント部の凹み
- (4) 損害が発生したタイヤの一部でも道路交通法に定められる保安基準残溝 1.6mm を満たさない場合の事故
- (5) 経年劣化によるひび割れ
- (6) コストコ自動車保険が、事故日の時点で解約、失効、解除となっている場合
- (7) コストコタイヤセンター以外で修理・交換を実施した場合
- (8) 事故の日から 30 日以内に通知または修理・交換のためにコストコタイヤセンターに入庫がされなかった場合
- (9) お客様が本約款の各規定に従わず、またはこれに違反した場合
- (10) 第 1 条の対象外自動車に該当する場合
- (11) 第 2 条の対象者に該当しない場合
- (12) 第 5 条の免責期間に該当する場合
- (13) 第 6 条の制限に該当する場合

2.直接、間接を問わず、次の事由によって生じた損害に対しては、本サービスを提供しません。

- (1) お客様またはお客様の許可を得て対象自動車を運転した者の故意もしくは重大な過失または法令違反
- (2) お客様の犯罪行為または闘争行為
- (3) 対象自動車に存在する欠陥
- (4) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他類似の事変または暴動（群集または多数の者の集団の行動によって全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
- (5) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- (6) 核燃料物質（使用燃料を含みます。以下この号において、同様とします。）。もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- (7) 上記(6)に規定した以外の放射線照射または放射線汚染
- (8) 上記(4)から(7)までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

(9) 差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使

(10) 詐欺または横領

(11) 取扱書等に示す方法と異なる使用、不適切な保管、限度を超える過酷な使用による事故

(12) 対象自動車の運転者が法令により定められた運転資格を持たないで、または酒に酔ってもしくは麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれのある状態で対象自動車を運転している間に生じた損害

3.弊社は本サービス対象のお客様が、次のいずれかに該当する場合には、本サービスを提供しません。

(1) 反社会的勢力（注）に該当すると認められること。

(2) 反社会的勢力（注）に対して資金を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

(3) 反社会的勢力（注）を不当に利用していると認められること。

(4) その他反社会的勢力（注）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

（注）反社会的勢力

暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他反社会的勢力をいいます。

第9条（適用地域）

1.本サービスは、日本国内において発生した損害に対してのみ提供します。

第10条（本サービス約款の改定）

1. 弊社は、本サービス約款を予告なくいつでも変更することができるものとします。この場合、以後のサービス約款の提供内容、提供条件を含めすべて変更後のサービス約款が適用されるものとします。

第11条（サービス提供の中止）

1. 弊社は、3ヶ月間の予告期間をもってお客様に通知の上、本サービスの提供を中止、終了することができます。ただし、社会経済状況の変化、会社経営上の都合その他やむを得ない事由が認められる場合には、お客様に対して予告することなく、直ちに本サービスの提供を中止または終了することができます。

第12条（個人情報の使用目的および第三者提供）

1.本サービス運営の目的の他に、新商品情報のお知らせや関連するアフターサービス、市場調査や商品開発、宣伝物・印刷物の送付や営業案内を目的として引受保険会社より弊社に提供されます。

第13条（準拠法・合意管轄裁判所）

1.本サービス約款の準拠法は日本法とし、また本サービスに関する紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とします。